- 1. 件名:国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)の 核燃料物質使用変更許可申請に係る面談
- 2. 日時:令和3年5月13日(木)11:00~12:00
- 3. 場所:原子力規制庁10階南会議室 ※TV会議により実施

## 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門 菅原企画調査官、真田安全審査官 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所 放射線管理部 次長 他2名

## 5. 要旨

- (1)国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。) から、令和2年8月7日付けで申請のあった大洗研究所における核燃料物 質使用変更許可申請書に関連し、大洗研究所の線量評価で使用している気 象条件について資料に基づき、以下の説明を受けた。
- ○大洗研究所内の使用許可申請における線量評価において、資料のとおり、 許可申請書の共通編及び施設編で統一された気象データが用いられていな い状況。具体的には、線量評価において、最新の観測期間とそれ以前の古 い観測期間の気象データが混在している状況。
- 〇さらに、大洗研究所内の許可間(使用許可、廃棄物管理、原子炉設置許可) においても、統一された気象データが用いられていない状況。
- 〇原子力機構としては、現状の気象データも妥当なものであるが、大洗研究 所内での統一が理想的であると考えている。このため、線量評価に用いる 気象データについては、変更許可申請のタイミングで、順次統一を図って いきたいと考えている。
- (2) 原子力機構からの説明に対して規制庁から、以下のように伝えた。
- ○気象データの更新について、変更許可申請のタイミングで順次行うという 方針は了解した。最新の気象データを反映し、線量評価の更新を図ること は必要と考える。これらの更新作業については、使用変更許可申請のタイ ミングを踏まえて、計画的に進めていただきたい。

- (3) これに対し、原子力機構 安全・核セキュリティ統括部から、以下の回答があった。
- 〇原子力機構としても、許可間で共通するデータの使用や評価に係る整合性 について、どのように横並びを図り、許可申請に反映させていくかは、原 子力機構全体の重要な課題と考えている。本件については、原子力機構の 関係拠点に周知・共有を図っていく。

## 6. 資料

・大洗研究所の安全評価で使用している気象条件について

以上